

○富山市角川介護予防センター条例施行規則

平成22年10月5日

富山市規則第71号

(趣旨)

第1条 この規則は、富山市角川介護予防センター条例（平成22年富山市条例第49号。以下「条例」という。）第22条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用承認の申請)

第2条 条例第10条第1項の規定により施設の使用の承認を受けようとする者は、富山市角川介護予防センター使用承認申請書を条例第5条に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）に提出しなければならない。

(使用の承認)

第3条 指定管理者は、施設の使用を承認したときは、富山市角川介護予防センター使用承認書を交付するものとする。

(使用承認事項の変更)

第4条 施設の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が使用承認事項の変更をしようとするときは、速やかに前条の使用承認書を添えて指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。

(使用の承認の取消し)

第5条 条例第12条第1項の規定により施設の使用の承認を取り消したときは、指定管理者は、その旨を書面で使用者に通知するものとする。

(利用料金の減免)

第6条 条例第15条の規定による利用料金を減免する場合及び額は、次に定めるところによる。

- (1) 条例第4条第4号に掲げる事業に参加するとき。 全額
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。 別に

定める額

- 2 利用料金の減免を受けようとする者は、富山市角川介護予防センター利用料金減免申請書に市長が必要と認める書類を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

(利用料金の還付)

第7条 条例第16条ただし書の規定による利用料金の還付の額は、次に定めるところによる。

- (1) 条例第16条第1号に該当するとき。 全額
- (2) 条例第16条第2号に該当するとき。 別に定める額

- 2 利用料金の還付を受けようとする者は、富山市角川介護予防センター利用料金還付申請書に市長が必要と認める書類を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

(使用者等の遵守事項)

第8条 使用者及び入館者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 許可なく壁、柱等にはり紙をし、又はくぎの類を打たないこと。
- (2) 前号に掲げるもののほか、富山市角川介護予防センター(以下「センター」という。)の管理上必要な指示に従うこと。

(損傷又は滅失の届出)

第9条 施設又は附属設備等を損傷し、又は滅失した者は、直ちにその旨を指定管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。

(細則)

第10条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。